

八戸市特定子ども・子育て支援施設等指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の3において準用する法第14条第1項に基づいて行う質問、立入り及び検査等及び各種指導等（以下「指導等」という。）について基本的事項を定めることにより、特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の11に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。以下「施設等」という。）に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第53条から第61条までの規定（以下「運営基準」という。）を遵守させ、施設等利用費の支給事務の適正性を確保することを目的とする。

(指導方針)

第2条 市長は、施設等に対し、運営基準の内容について周知徹底するとともに、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図るため指導を実施する。

(指導形態)

第3条 指導の形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

特定子ども・子育て支援提供者（法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下「提供者」という。）を一定の場所に集めて講習等を行う。

(2) 実地指導

施設等において、提出された書面に関する質問等を行う。その結果により必要と認める場合は、運営基準の遵守に関する各種指導等を行う。

(指導対象の選定)

第4条 指導は、全ての施設等を対象とする。ただし、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じ、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導

ア 新たに確認を受けた全ての施設等を対象に、概ね1年以内に実施する。

イ 制度改正や、過去の指導事例等に基づき集団指導が必要と認められる施設等を対象に実施する。

(2) 実地指導

ア 全ての施設等に対し、定期的かつ計画的に実施する。

イ 運営基準等の遵守状況や、前年度の実地指導の結果から文書による指摘事項への改善を求めたが未実施であること等により、指導が必要と認められる施設等を対象に実施する。

ウ その他、実地指導の必要があると認める施設等を対象に実施する。

(指導方法等)

第5条 指導方法等については、指導形態に応じ、次のとおり行う。

(1) 集団指導

ア 指導通知 指導対象施設等を選定し、当該施設等の特定子ども・子育て支援提供者に集団指導の日時、場所及び指導内容等を「特定子ども・子育て支援施設等に係る集団指導の実施について」（別記第1号様式）にて通知する。

イ 指導方法 施設等の運営基準、制度改正の内容、過去の指導事例等の内容説明を講習等の方式で行う。

(2) 実地指導

ア 指導通知 指導対象施設等を選定し、当該施設等の提供者に実地指導の日時、場所及び指導内容等を「特定子ども・子育て支援施設等に係る実地指導の実施について」（別記第2号様式）にて通知する。

イ 指導方法 実地指導は、運営基準の遵守状況を確認するために必要となる関係書類の閲覧、関係者との面談等により行う。

ウ 指導結果の通知 実地指導の結果については、「特定子ども・子育て支援施設等に係る実地指導の結果について」（別記第3号様式）により当該施設等の提供者に通知するものとする。改善を要する事項が認められる施設等に対しては、改善の措置を講じた上で報告を求める「特定子ども・子育て支援施設等に係る実地指導の結果について」（別記第3号様式）に「特定子ども・子育て支援施設等実地指導実施結果一覧表」（別記第4号様式）を添えて通知するものとする。

エ 改善報告書の提出 ウ後段の改善を要する事項が認められる施設等の提供者に対しては、1か月の期限を付して改善状況（改善計画）を「特定子ども・子育て支援施設等実地指導指摘事項是正改善報告書」（別記第5号様式）により報告させ、その改善状況を挙証資料等により確認するとともに、進行管理を行うものとする。

(監査への変更)

第6条 市長は、実地指導中に、次に該当する状況を確認したときは、直ちに八戸市特定子ども・子育て支援施設等監査要綱（令和4年11月18日実施）に定めるところにより監査を行う。

(1) 施設等において著しい運営基準への違反が確認された場合

(2) 施設等又は施設等利用給付認定保護者（法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。）の施設等利用費の請求に、著しい不当が疑われる場合

(3) 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合

(4) 施設等が法第58条の9第1項各号及び第58条の10第1項各号に該当することが疑われる場合

(県への情報提供)

第7条 市長は、前条各号に該当する状況を確認したときは、集団指導の概要、実地指導の指導結果及び改善報告書の内容について、青森県へ情報提供を行う。

(その他)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

この要綱は、令和4年11月18日から実施する。

別記

第1号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

八戸市長



年度特定子ども・子育て支援施設等に係る集団指導の実施について（通知）

このことについて、特定子ども・子育て支援施設等に係る集団指導を下記のとおり実施しますので、貴職及び関係職員の出席方についてよろしくお願いします。

記

- 1 集団指導の日時及び場所
- 2 予定される指導内容

第 号
年 月 日

様

八戸市長



年度特定子ども・子育て支援施設等に係る実地指導の実施について（通知）

このことについて、貴施設（事業）の実地指導を下記のとおり実施しますので、貴職及び関係職員
の出席方についてよろしくをお願いします。

記

- 1 実地指導の日時及び場所
- 2 実地指導の根拠規定及び目的
- 3 実地指導の担当者
- 4 準備すべき書類等
- 5 実地指導に同席する県の担当者の有無

第 号
年 月 日

様

八戸市長



年度特定子ども・子育て支援施設等に係る実地指導の結果について（通知）

（指摘事項がない場合）

先般、貴施設（事業）の実地指導を実施したところ、特段の指摘事項はありませんでした。
今後とも、より一層施設（事業）運営の向上に努められますようお願いいたします。

（指摘事項がある場合）

先般、貴施設（事業）の実地指導を実施したところ、別紙「特定子ども・子育て支援施設等実地指導実施結果一覧表」のとおり、改善を要する事項が認められました。

については、速やかに是正・改善の措置を講ずるとともに、その結果について、 年 月 日（ ）
までに、別紙「特定子ども・子育て支援施設等実地指導指摘事項是正改善報告書」（第5号様式）に
より報告してください。

なお、報告に当たり講じた措置を証明する資料がある場合は、その写しを添付してください。
また、今回の実地指導の結果については、貴職から次回理事会に報告してください。

第4号様式（第5条関係）

特定子ども・子育て支援施設等実地指導実施結果一覧表

項目	現在の状況・問題点	改善・是正事項

（あて先）八戸市長

所在地
法人名
施設名
代表者職氏名

年度特定子ども・子育て支援施設等実地指導指摘事項是正改善報告書

施設（事業所）名：

指摘事項	是正改善状況の内容及び実施時期等